

瑕疵ある手形意思表示を規律する 法的ルールに関する一考察

民法理論と政策論の視点から

河 村 浩

目 次

- 1 はじめに
- 2 手形意思表示の瑕疵をめぐるこれまでの議論の状況とその問題点
- 3 強迫による手形行為
- 4 錯誤による手形行為
- 5 おわりに

1 はじめに

わが国の手形利用においては、中小・中堅企業（以下「中小企業」という。）が、金融機関から、手形割引、手形貸付などを通じて、信用供与を受けるといふ金融取引としての手形取引が一般化し、手形の取得者は、ほとんどが金融機関であり、手形が見知らぬ者の間を転々流通するという実態は失われつつある¹⁾。手形が不渡りになった場合、手形買戻請求権という取引約定による自己防衛手段を有する金融機関に対し、「取引の安全」の名のもとに、民法による保護以上に手形法上特別の保護を与えるべきかについては、一考を要するところである。

また、近年、社債券、CP（Commercial Paper）、株券については、社債等の振替に関する法律等の改正により、次々とペーパーレス化が図られており、手形についても、ペーパーレス化（電子化）に関する本格的な研究成果や電子債権構想も公表され²⁾、「電子債権法（仮称）」制定の動きもあ

る（韓国では、既に立法化されている。）。新しい電子債権システムに対する取引社会のニーズは高まりつつある一方で、その内容は今なお流動的な状況にある。

このように、中小企業中心の金融手段となっている、近年の手形取引において、また、手形の電子化という将来の制度設計において、手形制度の目的である「取引の安全」の内容・程度を再考してみることにより、「取引の安全」を根拠とする手形法上の様々な善意者保護理論を再検討し、さらには、将来の電子手形の設計における善意者保護のあり方を考える上で、何らかの新しい示唆を得られるのではないかと考える。

以上の問題意識から、本稿では、交付欠缺と並んで手形（以下、特に断らない限り、約束手形をいう。）の非正常発行とでもいうべき、手形意思表示の瑕疵・不存在（以下、両者を併せて「瑕疵」という。）の問題を取り上げ、「取引の安全」の見地から、民法の「強迫」と「錯誤」の規定の適用を否定ないし制限すべきであるとする善意者保護理論を検討の対象とし、現実の裁判実務や手形流通の実態を考慮に入れながら、「内的視点」

裁判実務を担当する裁判官の視点 と、「外的視点」 制度設計を担当する政策立案者の視点 の両面から考察を加えて、手形行為と民法の適用関係 については、将来の電子手形の設計と民法の適用関係について、これまでとは異なった角度から光を当てて検討することとした。

本稿では、手形法上の手形についての法的ルールを中心に論じ、電子手形の問題については、簡単に言及するにとどめる（なお、「電子手形」という場合、振出人・裏書人が、決済金融機関を通じて、登録機関に受取人・被裏書人の ID、手形金額、支払期日などを入力したデータを送信・登録することによって、他方、受取人・被裏書人が、同様の方式で、これらの情報を受信し、承諾のデータを送信・登録することによって、それぞれ、振出・裏書のデータを確定させるシステムを想定する。）。

2 手形意思表示の瑕疵をめぐるこれまでの議論の状況とその問題点

手形行為は、意思表示を要素とする法律行為である。そうすると、手形意思表示の瑕疵の問題は、手形法及び商法にこの点に関する明文規定を欠く以上、本来、一般法である民法の全面適用及び民法の法律行為論という基礎理論に基づいて解決が図られるべきものである。民法96条1項は、「強迫による意思表示は、取り消すことができる。」とし、明文の第三者保護規定を置いていないが(同条3項と対照)、これは、強迫は、詐欺と異なって回避不能であり、表意者の帰責性が極めて小さいことに基づいているからであり³⁾、そうであれば、強迫による取消の手形抗弁は、制限能力者の保護との均衡からも、善意の第三者にも対抗できる物的抗弁であると解することになるはずである(意思主義)⁴⁾。他方、民法95条は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定しており、明文の第三者保護規定を置いていないので(民法96条3項と対照)、この場合、錯誤の手形抗弁は、原則として、善意の第三者にも対抗できる物的抗弁であると解することになるはずであり(意思主義)、第三者が保護されるとすれば、表意者に「要素の錯誤」がない場合、又は、重過失がある場合(表示主義)に限られることになる。瑕疵ある手形意思表示に、手形理論につき、交付契約説⁵⁾の立場(筆者は、法律行為の原則型は契約であることから、手形理論に関しては、交付契約説が正当であると考え。)から、上記のとおり、民法の法律行為論に忠実に、民法の全面適用を肯定する全面適用説⁶⁾は、少数説にとどまっており、「取引の安全」の見地から、民法の適用を修正ないし排除する、修正適用説、適用排除説が通説⁷⁾であるといつてよい。

また、判例(判決例の意味。以下同じ。)も、強迫(絶対的強迫を除

く。)による手形行為及び錯誤による手形行為に、民法の規定を適用しつつ、対第三者の事案における第三者との関係では、その無効は当事者間の人的抗弁にすぎないとして、悪意と証明されない第三者には、その手形抗弁を対抗できないとする修正適用説的立場であると思われ、これが判例準則でもある（【強迫による手形行為に関する判例一覧】の⑫、⑬、⑯、⑰、⑱（ただし、悪意の抗弁の対抗を認めたケース）、⑳（ただし、詐欺取消につき、悪意の抗弁の対抗を認めたケース）、【錯誤による手形行為に関する判例一覧】⑪、⑫、⑬、⑭、⑮（ただし、悪意の抗弁の対抗を認めたケース）、⑯。以下、この⑯の最判昭54・9・6民集33巻5号630頁を「昭和54年最判」という。）⁸⁾。

しかし、判例・通説において、民法の全面適用が真に「取引の安全」を著しく害し、手形の流通性と相容れない結論しか導けないものなのかが綿密に検討された形跡はうかがえない⁹⁾。これまでの議論は、強迫・錯誤による手形行為の場合、手形債務者が強迫を受けたり、要素の錯誤に陥ったりしたことを議論の所与の前提とした上で、強迫・錯誤の民法規定の全面適用は、第三者保護規定を欠くために「取引の安全」を害することになるはずだと抽象的・直感的に論じて、民法規定の適用をいかに修正ないし排除するのが理論構成上相当であるかということに腐心してきたものであり、そもそも、議論の前提部分の検証が極めて不十分であったように思われるのである。

そこで、手形法・民法の裁判規範性を前提とする、裁判実務を担当する裁判官の内的視点からすると、まず、議論の出発点として、手形債務者が強迫を受けたり、要素の錯誤に陥ったりしたことを所与の前提とするのではなく、どのような場合に、裁判実務上、手形行為について「強迫」「要素の錯誤」があったと判断（認定）できるのかという判断（認定）枠組み（判例準則）を、一連の判例群を分析して実証的に明らかにする作業から始めなければならない。次に、そのような判断（認定）枠組みを前提として、民法の価値判断に従ったルールによる場合、許容できないほどの「取

引の安全」を害する事態が発生するの否か(「強迫」の場合)、仮に、「取引の安全」に一定の配慮が必要であるとしても、民法の解釈論だけでは十分でなく、手形法的な解釈論的修正を施す必要性が存するの否か(「錯誤」の場合)が検討されなければならない。以上を通じて、民法規定の全面適用を前提とした、手形債務者(被告)からの「強迫」「錯誤」の手形抗弁の主張が、手形をめぐる訴訟において、手形所持人(原告)に著しい不利益を与え、「取引の安全」を害するの否かが実証的に検証されなければならないと考える。

他方で、手形法・民法の行為規範性を前提とする、制度設計を担当する政策立案者の外的視点からすると、上記のような裁判の当事者に限定した部分均衡的な最適解決という点だけでなく、その訴訟における解決が裁判外の一般の人々に与える影響(外部効果)という点を考慮に入れた上で、手形行為への民法の全面適用というルール設計が、取引社会(市場)で行動する人々にどのようなインセンティブ(誘因、刺激)を与えるのか、また、取引社会からの「取引の安全」の要請に反するの否か、つまり、取引社会におけるリスク¹⁰⁾配分として相当か否かが、理論的・分析的に検討されなければならないと考える。

以下、「強迫」(3)、「錯誤」(4)の順で、瑕疵ある手形行為につき、判例準則を明らかにした上で、内的視点(主として要件事実論¹¹⁾・事実認定論的視点)及び外的・政策的視点(主として経済学的視点)から、若干の考察を行い、本稿の主張を総括する(5)。電子手形の問題は、必要に応じて言及し、最後にその設計上の要点を述べる(5)。

3 強迫による手形行為

1) 内的視点からの検討

ア 強迫とは、一般に、違法に害悪を示して畏怖を生じさせる行為をいう。このような「強迫」による手形行為についての裁判実務上の判断(認

定)の枠組みから検討する。

【強迫による手形行為に関する判例一覧】 ～⑳の各判例を総合すれば、強迫行為の判断（認定）の枠組みに関する準則は、強迫の当事者間では、原因関係に対する強迫（ ， ， ⑬）と手形行為に対するそれとを区別した上で、強迫者が被強迫者に対して正当な権利を有しているか否か、また、強迫の具体的態様（強迫者側の事情、強迫の時間・場所・方法、被強迫者側の事情など）を総合して、強迫の故意（二段の故意）に基づく違法な強迫行為か否かを判断するというルールであると一般化できる。

上記 ～㉓のうち、手形行為に対する強迫行為が認められたものは、そのほとんどが強迫の当事者間の事案（ ， ～ ， ⑭， ⑰， ⑱・㉑， ㉒）であり、このことは、「取引の安全」への配慮が必要ない場合に強迫行為の認定がされていると見ることができる。逆に、対第三者の事案で、強迫行為が認定されるためには、よほど強度の強迫行為であるか（⑪）、第三者が悪意の場合（㉒）でなければならず、そうでなければ、強迫行為が否定されており（ ， ⑫， ㉓）、このことは、「取引の安全」への配慮が働いている結果と見られなくもない。このように、裁判実務上、「取引の安全」が問題となるケースでは、強迫行為の事実認定が厳格になされていることが窺われる。ところで、民事訴訟における事実認定は、証明の閾値である「証明度」（定数）と審理結果の確実性である「解明度」（変数）を軸として展開される¹²⁾、裁判実務上、強迫行為の事実認定が厳格であるというのは、裁判官が、「取引の安全」保護を含む係争利益の重大性ゆえに、手続的コストをかけてでも審理を尽くし、仮に新たな証拠が出現しても強迫行為があったという心証にほぼ変動がないと確信できなければ、強迫行為の事実認定をしない（つまり、強迫行為についてのかかなり高い「解明度」「証明度」ではない を求めている）ということであろう。上記のルールの下では、「取引の安全」を犠牲にしてでも、保護に値する被強迫者か否かという観点から、強迫行為の判断（認定）が絞り込まれており、このような強迫の厳格な判断（認定）によって、間接的にはあるが、

「取引の安全」への配慮がなされているといえよう。

筆者の限られた範囲の裁判実務の経験に照らしても、手形金請求関連訴訟において、強迫による取消の手形抗弁が主張された事案を経験したことはないし、手形金請求以外の請求を訴訟物とする通常の訴訟において、強迫による取消の抗弁の主張がされた事案も、数えるほどしか経験したことがない(そのいずれも強迫による取消の抗弁を排斥した。)

この点、東京地裁民事第7部における手形抗弁の実情が参考になる。平成12年中の同部の判決のうち、盗難手形事件を除いた、裁判所が判断を示した54の判決について、主張された数82(1つの事件につき複数主張あり)のうち、裁判所が判断を示したものが71、所持人勝訴数は45、その勝訴率は63.38%であり、そのうち、意思表示の瑕疵については、以下のとおりであった¹³⁾。

主張類型	主張された数	判断された数	所持人勝訴の数	所持人勝訴率
詐欺・詐取	12	9	8	88.89%
錯 誤	6	5	3	60.00%
虚偽表示	1	0		
民法93条ただし書類推	2	2	1	50.00%
小 計	21	16	12	75.00%
総 計	82	71	45	63.38%

上記の表から、手形訴訟事件における意思表示の瑕疵の抗弁は、詐欺・錯誤が多く、強迫は主張されておらず、意思表示の瑕疵の抗弁自体が裁判所に認められにくい(意思表示の瑕疵の抗弁の所持人勝訴率は、75%であり、所持人勝訴率の平均63.38%より高くなっている)ことが分かる。もとより、上記調査は、資料の制約やサンプル数等の問題もあるうが、裁判実務の一般的傾向を知る手掛かりにはなると思われ、上記データは、筆者の実務感覚にも合致する。

このように、実務上、手形をめぐる訴訟において、強迫による取消の手

形抗弁が主張される事案は多くはなく、いわんや、これが採用される事案は、相当限定されるのではないかと推測され、手形行為に民法の強迫の規定を全面的に適用すると、裁判実務において、手形所持人の利益を侵害し、「取引の安全」を著しく害するといえる実態が存するのかが大いに疑問であるように思われる。

イ 上記の検討に加え、近時の判例及び民法学の学説の傾向を参照すると、表意者が強迫による取消の意思表示をした後、手形を取り戻せるのにそれを怠り、第三者が出現したという場合であれば（取消後の第三者のケース）、表意者にも、わずかながら帰責性を認めることができるので、不作為による後発的な虚偽表示状態の一種と見て民法94条2項類推適用による善意者保護¹⁴⁾を考へることも可能であろう。

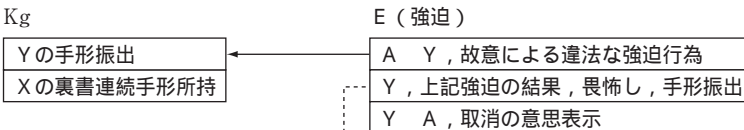
【ブロック・ダイアグラム】

Stg - XのYに対する手形金請求権（手形の流れは、Y A Xとする。Stg：訴訟物、Kg：請求原因、E：抗弁、R：再抗弁、D：再々抗弁。以下同じ。）

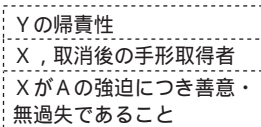
（判例の立場）



（自説 民法94条2項類推適用論の立場）



予備的 Kg（民法94条2項類推適用論）



ウ 以上の検討に照らすと、裁判実務上、強迫による取消の手形抗弁は、そもそもその主張自体が多くはないと思われるが、その判断(認定)枠組みが厳格であるという性質上、広範に認容されるようなものではなく、さらに、手形法ではなく、民法の解釈論自体からも、民法94条2項類推適用論による善意者保護の可能性があることをも考え合わせると、民法96条1項を全面適用し、強迫による取消の手形抗弁を物的抗弁として、原則として、善意の第三者にも対抗できるとする解釈をとっても、手形所持人(原告)に著しい不利益を与え、個別具体的な正義に反し、「取引の安全」を害することになるとまではいえないように思われる。かえって、このような裁判実務の一般的傾向下で、強迫による手形行為であると認定されるケースの被強迫者は、真に保護に値する者といえるから、私的自治及び自己決定権の回復の観点から、この者を保護することこそが裁判の正義に合うといえるであろう。

したがって、被強迫者の保護を「取引の安全」に優先させている民法の価値判断を修正して、被強迫者に虚偽表示に類する帰責性がある場合でもないのに、一般的に、善意の第三者を保護し、「取引の安全」を図ろうとする判例・通説は、相当とはいえないというべきである。

2) 外的視点からの検討

ア 強迫による取消の手形抗弁を善意の第三者には対抗できない(つまり、「取引の安全」を優先する)ルール設計(判例準則)の合理性について検討を加える。

「取引の安全」とは、リスク配分という観点から見た場合、取引の瑕疵から生ずるリスクを取引関係に入った善意の相手方・第三者には配分しないとする考え方をいうものと定式化でき、「取引の安全」保護が正当化されるためには、そのようなリスク配分が相当でなければならないことはいうまでもない。このことを瑕疵ある手形行為に即していうと、非正常な手形発行という「事故」に関するリスク配分の相当性の問題であると捉える

ことができる。「事故」によって生ずる社会的費用は、次の3つのカテゴリーに分類できる。事故費用（事故による損害及び事故防止費用）、損害負担コスト（この事故費用の負担が特定の者（グループ）に集中するなど、これを社会構成員に分配することから生ずる所得分配の公平性の歪み）、制度の管理コスト（誤判による損害等のエラー・コスト、紛争処理に要する費用である紛争解決コスト）である¹⁵⁾。これらの～の社会的費用の総和を最小化する制度（ただし、～の低減という目標は、それぞれトレードオフの関係に立つことがある）が社会的余剰を大きくする最も望ましい効率的な制度といえ、常に「取引の安全」を保護することが社会的に望ましい訳ではない。

の事故費用を低減するためには、市場原理を用いた分権的方法と、国家権力による集権的方法（例えば、刑事罰による抑止策。強迫についていえば、刑法222条、223条、249条等）とがありうるが、前者の方法による、望ましい制度設計のための政策的決定の理論として重要なものは、「コースの定理」¹⁶⁾である。

「コースの定理」とは、取引費用¹⁷⁾がゼロであれば、法制度の内容いかにかわからず、当事者間の自主的取引交渉により、効率的資源配分を実現できるとする定理のことをいう。この「コースの定理」からすると、取引費用がゼロでなければ、法制度が定める権利の初期配分が効率的資源配分に影響を与えることになり、その場合には、取引費用を最小化するような制度設計をすべきであるという規範的含意が導かれる。取引費用を最小化するように、権利の初期配分を定めるためには、a「リスクの回避費用が最も少ない者（最安価費用回避者、cheapest cost avoider）に責任を配分せよ」¹⁸⁾、あるいは、b「権利実現の取引費用が少ない者に権利実現の責任を配分せよ。」¹⁹⁾（a又はbにより、取引費用を節約でき、権利者との間の取引交渉が促進され、社会的費用の最小化（外部費用の内部化）が実現される）というガイドラインが導かれる。

YがAの強迫行為により手形を振り出し、AがXに手形を裏書した事例

(手形の流れは、Y → A → X。Aの資力に問題がなく、かつ、Aの強迫の有無は100%証明されるものとする。)で考えた場合、上記aのとおり、最安価費用回避者に外部費用を負担させて内部化させることが考えられるが、被強迫者Yは、強迫回避について、最安価費用回避者であるとはいえない²⁰⁾、他方で、第三者Xが善意であれば、強迫による手形振出であることの調査の困難さを考えると、そのような手形の取得回避について、最安価費用回避者であるともいえないことになる。

取引費用がゼロであれば、「コースの定理」により、XとYは、いずれもAから手形金の回収を図ることができ、最終的に損失を被ることはないが、現実には、Y → A間の取引費用の方が、A → X間のそれよりも大きいと推定されるから(例えば、【強迫による手形行為に関する判例一覧】の強迫者は、暴力団関係者(、²³⁾、債権取立業者(¹⁴⁾、金融業者(¹⁸⁾、²⁰⁾)等であり、被強迫者の取引費用は高いと考えられる。)、YのAからの手形金の回収の方がXのAからのそれよりも困難といいうる²¹⁾。そうすると、善意の第三者を保護するルールの下では、Aは、自らが被強迫者に直接権利行使をすると、抗弁の対抗を受けてしまうので、善意の第三者に手形を譲渡し、その者から権利行使をさせることにより、自己が権利行使できたのと同じ結果を受けようとして、善意の第三者に手形を譲渡することにより、利得を保持しようとするインセンティブを持つことになるから²²⁾、Aの強迫行為の抑止が図られないことになる。したがって、上記bのとおり、権利実現の取引費用が大きくなる被強迫者Yに権利(手形金の支払を免れる権利)を配分し、その取引費用が小さくなる第三者Xにリスクを配分すれば、最終的にAの利得は剥奪されて強迫行為が抑止され、効率的なルールを設計できることになる。よって、Yに初期の権利を配分し、善意の第三者保護ルールを採用しないことが効率的である。

イ このことは、の社会的費用、すなわち、損害負担コストの低減の観点からも説明できる。手形による信用供与は、リコース型ローンの一種であり、手形取得者Xは、裏書人Aに対する遡求(手形法43条以下、77

条),あるいは,金融機関であれば,取引約定による手形買戻請求によって,そのリスクをAに転嫁できる手段を有しているのに対し,振出人Yは,そのような手段を有していない。したがって,強迫により振り出された手形の取得者Xは,損失分散の観点から,リスクを負担すると解されるのである。また,前記1のとおり,現在の手形が主として金融手段として利用され,手形取得者のほとんどが金融機関であることを考えると,損失分散能力の高い金融機関の方が,損害負担コストが小さいともいえるであろう²³⁾。

ウ 他方で,Aの強迫の有無が100%証明されるとの前記アの仮定を緩めると,真実,強迫を受けたかどうかは第三者には観察困難であることから,上記の考え方は,かえって,手形債務者に,強迫による取消の手形抗弁を濫用するインセンティブを与え,モラル・ハザードを生じさせ,の社会的費用(制度の管理コスト エラー・コスト,紛争解決コスト)を大きくしないかが問題となる。しかし,手形債務者(振出人)は,現在の統一手形用紙,手形交換所の運用の下では,2号不渡り事由に関して,異議申立預託金の預託をしなければならず,さらに,訴訟において,強迫による取消の手形抗弁を主張しても,前記3,1),アのとおり,強迫の判断(認定)は厳格である上(裁判実務上の「強迫」による手形行為の判断(認定)の枠組みは,モラル・ハザードの抑止,エラー・コストの低減という観点から合理的であると認められる。),そもそも,手形訴訟においては,証拠調べが制限されているから(民訴法352条),手形債務者は,資金不足を,虚偽の強迫による取消の手形抗弁でカバーすることはできず,の社会的費用の増大の懸念は杞憂であるように思われる²⁴⁾。

エ 結局,強迫による手形行為につき,善意者を保護しない(つまり,「取引の安全」を優先しない)ルール設計が,社会的費用のうち,とを小さくし,を大きくしないので,その総和を小さくするものとして,効率的であると考える。

3) 小 括

以上のとおり、強迫による手形行為に民法を全面的に適用するルール設計は、内的視点から相当であるといえるだけでなく、非正常な手形発行という「事故」に関する社会的費用の総和を最小化するという外的視点からも、相当であるといえると考えられる。

上記の内的・外的視点からの検討結果によれば、強迫による電子手形の発行についても、民法96条1項の全面適用を肯定してよいと考える(電子手形行為は、前記1で想定するシステムを前提とすれば、一種の「交付契約」であり、民法の一般原則の適用を受けると考える)。例えば、手形債務者が、強迫を受けて、電子署名したデータの送信を強要されたような場合、手形債務者は、民法96条1項により、電子的意思表示を取り消し、善意の手形取得者との関係でも保護されることになる。もっとも、そのようにいえるためには、電子手形の設計として、リスクの回避費用・取引費用の小さい者は誰か、リソース型とされているか否か、制度利用者として、中小企業、金融機関が予定されているか否か、不渡りに関するルールはどのような内容か等の検討が前提とされよう。

4 錯誤による手形行為

1) 内的視点からの検討

ア 錯誤とは、一般に、意思(内心的効果意思)と表示(表示的效果意思)との間に不一致があり、かつ、これを表意者が知らないことをいう。このような「錯誤」による手形行為についての裁判実務上の判断(認定)の枠組みから検討する。

【錯誤による手形行為に関する判例一覧】 ~ ㉔の各判例を総合すれば、錯誤の主張の当否をめぐる判断(認定)の枠組みに関する準則は、手形意思表示の不成立(㉔・㉕)の問題と錯誤のそれとを区別した上で、後者の場合、錯誤の当事者間では、原因関係に対する錯誤(㉔)と手形行為に対す

るそれとをさらに区別し、手形行為に対する錯誤のうち、動機の錯誤は、要素の錯誤ではない（原因関係に対する錯誤である）としてこれを除外し（¹²、¹³、¹⁵、¹⁷、²⁰。ただし、²⁴は、表示された動機の錯誤は要素の錯誤たりうるという。）、「要素の錯誤」（手形行為の主要な内容の錯誤・¹⁴）たりうるものは、⁽⁷⁾表示機関の誤伝（¹⁶、¹⁹、²³）、⁽⁴⁾手形認識の欠如（¹⁸）。²⁷・²⁸は、錯誤の問題とすればこの類型）、⁽⁶⁾手形要件の誤記・誤認（²⁵・²⁶）の各類型（いずれも、講学上の表示錯誤）に限られるとして、要素性の厳格解釈により錯誤無効の主張を制限するというルール²⁵⁾であると一般化できる。

判例上、問題となっているものは、そのほとんどが動機の錯誤に関する事案であり、要素の錯誤であると認められたものの中にも、理論的には動機の錯誤にすぎないと考えられるものもある（¹⁴、²¹）。手形行為の動機は、手形外の事情にすぎず、手形行為の書面行為性に照らし、たとえ、その動機が相手方に表示されていても、手形行為の内容とはならないから、手形行為の効力に影響を及ぼさないと解すべきである²⁶⁾（したがって、上記²⁴は、相当ではない。なお、動機の錯誤が、原因関係上の人的抗弁として、相手方及び悪意者に対抗できる場合があることは、別論である。²²）。

上記のルールの下では、手形行為に民法を全面的に適用しても、手形行為の書面行為性を考慮した「要素の錯誤」の法的判断を通じて、錯誤による無効主張が認められる例は、かなり限定され、「取引の安全」に相当配慮可能ではないかと推測される²⁷⁾。

イ もっとも、錯誤による手形抗弁においては、強迫によるそれと比較すると、本人の帰責性は決して小さくはない上、裁判で主張されることも多く、それなりに認容されているという前記3、1)、アの手形抗弁の実情（筆者の実務感覚も同じである。）も併せ考慮すると、要素性の厳格解釈にとどまらない、より積極的な「取引の安全」への配慮は必要であろう（その意味で、錯誤による手形行為の無効を、善意の第三者には対抗できないとする前記2の判例準則（通説）も結論的には妥当性を有している。²⁸⁾）。

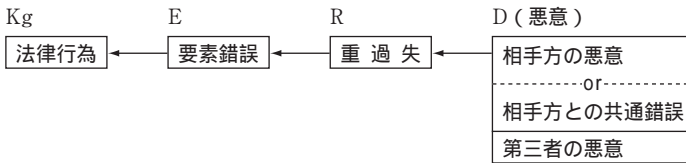
この点、判例には、民法95条ただし書の表意者の重過失により手形（小切手）行為における錯誤無効の主張を制限し、所持人の利益に配慮するものがあり（¹⁸、²¹）、同条ただし書は、現実に「取引の安全」機能を営んでいる。また、同条ただし書は、民法起草者によると、表意者が重過失に基づいて錯誤に陥った場合、相手方に損害賠償請求権を認めても往々にしてその基準が不確実であり、十分な賠償を得させることが極めて難しいことから、むしろ、実際上の便宜を考え、表意者に損害が生じさせた後これを賠償させる代わりに、表意者に錯誤無効の主張を許さないこととして、一種の損害賠償として、本来の契約を履行させ、「取引の安全」を図ろうとしたものであるとされており、民法起草当初から、その制度設計として、「取引の安全」機能を営むことが想定されていたものである²⁹。

このような民法起草者の考え方を発展させていくと、次のような帰結が導かれる（以下では、善意・悪意の対象は、錯誤についてである。）すなわち、悪意の相手方に対しては、表示に対する信頼が侵害されたことによる損害が発生しない訳であるから、民法95条ただし書は適用されないことになる³⁰。また、表意者と相手方が同一事項について錯誤に陥っている双方錯誤（相手方が、表意者と同一内容の錯誤に陥っている共通錯誤と、それぞれの錯誤の内容が異なる相互錯誤とがありうるが、以下では、共通錯誤の場合を念頭において論ずる。）の場合、相手方は、善意ではあるが、表示に対する信頼が侵害される訳ではないので、上記と同様、民法95条ただし書は適用されないことになる³¹。

さらに、民法起草者の考え方を前提に、錯誤による無効と第三者（転得者）との関係を考えてみると、重過失ある表意者は、直接の相手方が悪意（又は共通錯誤に陥っている場合）であっても、第三者が善意であれば、一種の損害賠償責任の履行という趣旨からすると、錯誤無効の主張は許されず、第三者の契約の有効性に対する期待を保護するのが妥当であろう。他方、重過失ある表意者は、直接の相手方が善意であれば（ただし、共通錯誤の相手方の場合を除く。）、一種の損害賠償責任の履行として、直接の相手方

には契約の履行をしなければならないから、たとえ、第三者が悪意でも、錯誤無効の主張をすることは許されないと考えるべきである（絶対的構成）³²⁾。このような考え方からすると、重過失ある表意者が、第三者に対して、錯誤無効を主張するためには、直接の相手方の悪意（又は共通錯誤に陥っていること）のみならず、第三者の悪意も主張しなければならないことになる。

【ブロック・ダイアグラム】



ウ 以上のような民法起草者の考え方を中心とする民法の解釈論を前提に、錯誤による手形行為を考えると、「重大な過失」とは、表意者の職業、行為の種類・目的などに応じて、一般人を基準として、普通になすべき注意義務を著しく欠くことをいうから、手形行為の性質（商法501条4号参照）及び統一手形用紙における約束手形用法（手形の振出にあたっては、金額、満期等を明確に記入することなどが求められている。）などに照らすと、金額、満期などの重要な手形要件の誤記・誤認³³⁾のケースでは、一般人を基準とすると、表意者に重過失があるといつてよく、錯誤の手形抗弁の要件事実としては、表示錯誤（要素錯誤）のEが、Rである重過失の評価根拠事実を不可避免的に不利益陳述しているため、Dである相手方の悪意（又は共通錯誤に陥っていること³⁴⁾）及び第三者の悪意をせり上げて主張しなければならないことになる。

したがって、民法の全面適用説の立場から、判例・通説のとる善意の第三者保護ルールとほぼ同内容のルールを民法の解釈論（要件事実論）として無理なく導き出すことができるから（【錯誤による手形行為に関する判例一覧】のうち、手形行為の要素の錯誤を肯定する、①⑥、⑱、⑲、㉓、

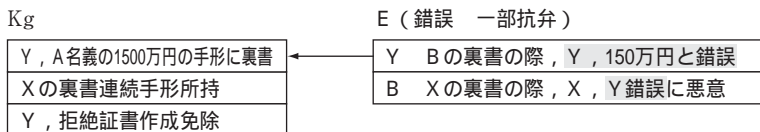
⑳・㉑は、いずれも手形行為者に重過失を肯定できる事案であり、善意者には錯誤無効を対抗できない事案である。)、錯誤による手形行為について、民法とは異なる独自の利害調整点を設定する必要はないというべきである。

昭和54年最判の事案(共通錯誤の事案、⑳・㉑)において、判例と自説の結論を対照すると、以下のブロック・ダイアグラムのとおりとなる(ここでは、昭和54年最判の当事者の主張や争点から離れて検討を加える。昭和54年最判の事案では、裏書人の重過失の存否や当事者間の共通錯誤(事実的理解)の抗弁の成否等は争点とされていない。)

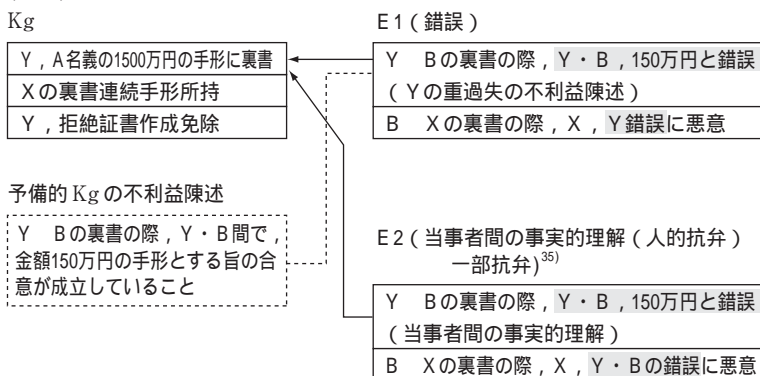
【ブロック・ダイアグラム】

Stg - XのYに対する遡求(償還)義務の履行による手形金請求権(手形の流れは、A Y B Xとする)

(判例の立場)



(自説)



筆者は、昭和54年最判の事案では、手形意思表示の要素としての150万円という手形金額の表示は、不可分であるから、たとえ、Y(第1裏書

人)に150万円の限度で手形債務負担意思があったとしても、150万円以下の部分に錯誤がないとはいえず、同最判のとる一部錯誤理論は相当ではないと考えるが、そうすると、Yの錯誤の手形抗弁は、全部抗弁になるはずであるところ、その抗弁に、請求の一部(150万円の請求)を根拠付ける合意(予備的請求原因)を不可避免的に含むため、機能的には、一部抗弁的に作用することになると解し、結果的には、同最判と同一の結論を支持する。また、当事者間の共通錯誤(事実的理解)を人的抗弁と解して(「表示の誤りは害さない」の原則)、Yは、悪意の手形取得者に対し、手形債務負担意思がある150万円を超える部分のみ請求を拒絶できると考える³⁶⁾。

2) 外的視点からの検討

ア 錯誤は、手形行為という経済活動からすると、リスクとみなすことができ、社会的費用を生じさせる。前記3, 2)、アのとおり、非正常な手形発行という「事故」に関する社会的費用(事故費用, 損害負担コスト, 制度の管理コスト=エラー・コスト, 紛争解決コスト)の総和を最小化する制度が社会的に見て望ましいといえるので、かかる観点から、錯誤における「取引の安全」の内容・程度(リスク配分)を検討すべきである。

社会的費用の低減に有効な「コースの定理」は、その適用条件である取引費用ゼロの仮定が、現実には妥当しないので、「コースの定理」を基礎としたガイドラインである、「リスクの回避費用が最も少ない者(最安価費用回避者, cheapest cost avoider)に責任を配分せよ」に照らし、最安価錯誤回避者は誰かという観点から、錯誤回避費用の大小、錯誤に関する情報開示の要否³⁷⁾に応じて、錯誤のリスク(の事故費用)を、手形債務者と手形所持人との間で配分すべきことになる(なお、この場合、手形金の回収に関して、手形債務者と手形所持人の取引費用のいずれが高いかは、強迫の場合とは異なり、一概にいうことはできない。)

まず、手形債務者と手形行為の相手方との間の錯誤のリスク配分を考え

る。

表示錯誤は、表意者（表示機関）の言語使用・認識の失敗に基づくものであり、誰にでも起こり得るものである上、あらかじめこれに対処しておくことは困難であるから、むしろ、錯誤について認識可能性のある相手方が錯誤の最安価回避者であると考えられ、他方、相手方に、表意者が表示錯誤に陥っていることの情報（偶然得られた非生産的情報）の開示を求め、情報への投資のインセンティブが損なわれる訳でもないから³⁸⁾、このような場合、錯誤による手形行為の無効（錯誤によるリスクを相手方に移転すること）を認めることは合理的である。

ただし、手形行為の表示錯誤の場合、前記4、1)、ウのとおり、通常、表意者に重過失（民法95条ただし書）があり、この場合は、表意者が最安価錯誤回避者であると考えられるが、他方で、相手方が表意者の錯誤につき悪意であれば、意思と表示の不一致につき知らない重過失のある表意者と、そのことを知っている相手方とを比較すると、相手方を最安価錯誤回避者として情報開示を義務付けてもよいから、錯誤による手形行為の無効を認めることは合理的であろう（なお、双方（共通）錯誤のケースでは、いずれが、最安価錯誤回避者かは、一概にいうことはできず、具体的事情いかんによることになる。昭和54年最判の事案では、第1裏書の相手方（被裏書人）は、第2裏書時までには錯誤に気付いていたというのであるから、最安価錯誤回避者であるといえる事案である。）。

これに対し、動機の錯誤は、手形債務者の情報の収集・分析の誤りに基づくものであるから、あらかじめ相手方へのリスク転嫁の合意がなされない限り、そのリスクを手形債務者本人に負担させるのが合理的であり、手形行為では、上記のような合意は、原因関係上の合意にとどまるから、動機の錯誤が手形行為の無効を来すことはない。このように、表示錯誤と動機の錯誤とを峻別するルール（裁判実務上の「錯誤」による手形行為の判断（認定）の枠組み）は、の事故費用の最小化という観点から、合理的であると認められる。

次に、手形債務者と手形行為の第三者との間の錯誤のリスク配分を考える（手形の流れは、 $Y \rightarrow A \rightarrow X$ 。Aの資力に問題がなく、かつ、Yの要素の錯誤の主張（重過失の不利益陳述を含む。）の当否は100%証明されるものとする。以下では、善意・悪意の対象は、錯誤についてである。）

取引費用がゼロであれば、「コースの定理」により、 X 、 Y は、いずれも損失を被ることはないが、現実には、取引費用はゼロではない。そもそも、錯誤による手形行為は、強迫によるそれとは違い、他者からの行為の影響によってではなく、自分自身の意思表示に関する認識判断の誤りによって、不完全情報に基づき意思決定（意思表示）をすることであるから、錯誤の場合、強迫の場合のように、相手方Aの行為を抑止する必要性はなく、また、 Y は、被強迫者と異なり、一定の落ち度（手形行為の表示錯誤の場合、前記のとおり、通常は、重過失）を有しており、たとえ、直接の相手方Aが悪意であったとしても、善意の第三者 X と比較すると、最安価錯誤回避者となりうる。

他方、直接の相手方Aが善意であれば、重過失ある表意者 Y は、最安価錯誤回避者として錯誤のリスクを負担すべきであるから、第三者 X が悪意であったとしても、錯誤無効を主張することは許されない（絶対的構成）。

したがって、善意者を保護するルールにより、一定の場合、表意者に錯誤のリスクを負担させ、善意の手形所持人を保護することは、の事故費用の最小化の観点から、合理的であると認められ、結局、重過失ある錯誤表意者が、錯誤無効を主張できるのは、A及び X が悪意である場合など、これらの者が最安価錯誤回避者としてリスクを負担すべき場合に限られることになろう。

イ 上記アにおいて、手形債務者（中小企業）が の事故費用を負担する場合、手形取得者（金融機関）の損失分散手段ないし能力の点を考えると（前記3、2）、イ参照）、 の社会的費用（損害負担コスト）は、低減されないことになる（この場合、 と の社会的費用の低減は、それぞれトレードオフの関係に立つ。）。そこで、手形取得者が金融機関の場合、

の事故費用を手形の買取価格に転嫁させるという方法も考えられる（日本のように、メインバンク制を慣行とするところでは、手形金融市場の需要の価格弾力性が小さいから、コストの価格転嫁も非現実的ではない。）。この方法は、同時に、錯誤表意者に、の事故費用の一部（確率的な事故費用）を負担させることになり、事故の確率が高いグループにより大きな費用負担をさせれば、事故回避のインセンティブを与えることも可能である。しかし、錯誤の場合、現実にはこのようなカテゴリー化は困難であるし、もともと錯誤表意者の帰責性が被強迫者と異なり決して小さくはないことに照らすと、やはり、善意の手形取得者との関係では、の事故費用の最小化の観点から、錯誤表意者に事故費用の全部を負担させ、その事故回避のインセンティブを与える方策が、総コスト低減の観点からは、有効であろう。

ウ 他方で、Yの要素の錯誤の主張の当否が100%証明されるとの前記Aの仮定を緩めると、の社会的費用（制度の管理コスト）が増大しないかが問題となるが、手形債務者（振出人）が虚偽の錯誤の手形抗弁を主張しても、強迫の場合と同様の手続的負担があることによって、その虚偽主張自体が抑制される。ここでは、錯誤固有の問題として、錯誤による一部無効の是非が問題となる。判例は、錯誤による裏書については、悪意の第三者に対しても、その債務負担の意思を超える部分についてのみ、錯誤による一部無効を主張できるにすぎないとする（【錯誤による手形行為に関する判例一覧】^{②④}, ^{②⑥}）。前記4, 1), ウのとおり、共通錯誤の事案（^{②⑤}・^{②⑥}）に関する限り、その理論構成は別として判例の結論を支持できると考えるが、この結論は、表意者に債務負担の意思のある限度で手形責任を肯定し、紛争の一回的解決による紛争解決コストを低減するものであるから、効率的であろう。

エ 結局、錯誤による手形行為につき、善意者を保護する（つまり、「取引の安全」を優先する）ルール設計が、社会的費用のうち、との関係では問題があるが、を小さくし、を大きくしないので、その総和を

小さくするものとして、効率的であると考える。

3) 小 括

以上のとおり、錯誤による手形行為に民法を全面的に適用することができ、この帰結は、判例・通説の結論とほぼ同様のものになると考える。したがって、錯誤による手形行為に民法を全面的に適用するルール設計は、「取引の安全」の要請に反せず、内的・外的視点のいずれからでも、相当であると考えられる。

上記の内的・外的視点からの検討結果によれば、錯誤による電子手形の発行についても、民法95条の全面適用を肯定してよいと考える。例えば、手形債務者が、コンピュータのディスプレイ上の重要な手形要件に入力ミスをしたような場合（表示錯誤の場合）、手形債務者には、原則として重過失があることになるから、善意の手形取得者は、民法95条ただし書により保護されることになる。もっとも、そのようにいえるためには、電子手形の設計として、先述した様々な政策的要素を検討する必要があるが、これらに加え、自動処理を行うプログラムを組み込むことが可能であるという電子システムの特殊性を考慮すると、電子的意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置が講じられていることもその前提とされよう（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成13年6月29日法律第95号）3条柱書のただし書参照）。

5 お わ り に

強迫による手形行為については、「取引の安全」を優先する、判例・通説のとする善意の第三者保護ルールの設計は、被強迫者の保護という内的視点及び強迫行為の抑止という外的視点のいずれからでも相当とはいい難く、その取消を原則として善意の第三者にも対抗できるとする、民法を全面的に適用するルール設計が相当である。他方で、錯誤による手形行為につい

ては、判例・通説のとする善意の第三者保護ルールが、内的・外的視点のいずれからとも相当であるが、これとほぼ同内容のルールは、民法95条ただし書の解釈によっても導くことができ、また、「要素の錯誤」の厳格解釈によっても善意の第三者保護を図りうるので、あえて手形法独自の観点からの修正を施す必要はなく、やはり、民法を全面的に適用するルール設計が相当である。このように、瑕疵ある手形意思表示を規律する上で、常に「取引の安全」を優先すべきルール設計が相当であるとはいえず、本稿の主張に従えば、「取引の安全」保護が正当化されるためには、政策的には、社会的費用の総和が小さくなる場合でなければならないのである。以上のとおり、「取引の安全」の内容・程度を多角的視点から再考してみる必要があると考える。

将来の電子手形の設計に際して、「取引の安全」の内容・程度（リスク配分）を検討する上では、リスクの回避費用・取引費用、予定される制度利用者のリスク分散手段・能力、制度の管理費用、さらには、電子システムの特異性（コンピュータによる自動処理の可能性）などの政策的要素の考慮が重要であるが、最も重要なことは、民法の意思表示に関する一般原則を尊重することであり³⁹⁾、このことは、政策立案者に対する明確なガイドラインになると考える。

【付記】

筆者は、平成5年に京都地裁を初任として判事補に任官し、吉川義春先生が部総括判事を務めておられた同地裁第3民事部（行政集中部）に配属されました。京都地裁では、吉川義春先生から、裁判官としての心構え、紛争解決のありべき姿、法廷における訴訟指揮、要件事実論・事実認定論、争点整理・判決・和解の技術、比較法研究の重要性など、数えきれないほどのご指導を受けました。本稿は、先生のご専門からすると、誠に拙い未熟な小論ではありますが、先生からのこれまでのご指導に心から感謝の意を表させていただき、ご退職に際して、本稿を捧げます。

- 1) 関俊彦『金融手形小切手法（新版）』（商事法務、2003年）328頁、368頁。
- 2) 杉浦宣彦ほか「手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）をめぐる法的研究」

- (<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2003/20030815.pdf>), 電子債権を活用したビジネスモデル検討WG報告書(経済産業省)「電子債権構想 IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」(<http://www.meti.go.jp/press/20050413002/20050413002.html>), 「電子債権に関する私法上の論点整理 電子債権研究会報告書」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji100.pdf>)
- 3) 富井政章『民法原論第1巻総論上(第4版)』(有斐閣書房, 1905年)385頁。
 - 4) 本稿では, 第三者による強迫における相手方の保護(民法96条2項参照)の問題については, 考察の対象外とする(ただし, 【強迫による手形行為に関する判例一覧】では, 第三者による強迫の事案を含めて検討対象としている。)
 - 5) 吉川義春「交付欠缺の抗弁 裁判実務からみた手形法の基礎理論」判タ299号(1973年)10頁, 倉沢康一郎『手形法の判例と論理』(成文堂, 1981年)4頁等参照。
 - 6) 民法の全面適用説は, 過去の学説(例えば, 烏賀陽然良『手形法』(弘文堂書房, 1934年)47頁, 68頁等)とされることが多いが, 最近では, 支持者を増やしつつある。例えば, 倉沢・前掲注5)12頁, 22頁, 奥島孝康・倉沢康一郎編『法学基本講座・手形法・小切手法100講』(学陽書房, 1986年)54~58頁, 稲田俊信『手形法・小切手法講義(新版)』(有信堂高文社, 2000年, 初版は1989年)99頁, 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法(第2版補訂)』(有斐閣, 2005年, 初版は1995年)71頁, 関・前掲注1)(初版は1996年)245頁, 宮島司『やさしい手形法・小切手法』(法学書院, 1998年)41頁, 高田晴仁「資料・手形法と民法の交錯 私法学会ワークショップ報告」法学雑誌タートンヌマン5号(2001年)354頁, 高木正則「手形行為における意思の欠缺・意思表示の瑕疵」法律論叢74巻6号(2002年)87頁以下など。
 - 7) 修正適用説と適用排除説とを併せれば, 通説的地位を占める。修正適用説のうち, 代表的なものを挙げれば, 個別的修正説として, 大隅健一郎『新版手形法小切手法講義』(有斐閣, 1989年)31頁, 一般的修正説として, 木内宜彦『手形法小切手法(第2版)』(勁草書房, 1982年)64頁, 田邊光政『最新手形法小切手法(四訂版)』(中央経済社, 2000年)75頁, 小橋一郎「手形行為の意義」河本一郎ほか編『現代手形小切手法講座・第2巻』(成文堂, 2000年)9頁(小橋説は, 人的抗弁説と呼ばれることもある。)がある。適用排除説のうち, 代表的なものを挙げれば, 創造説の立場から, 鈴木竹雄『手形法・小切手法』(有斐閣, 1957年)139頁, 前田庸『手形法・小切手法入門』(有斐閣, 1983年)62頁がある。以上の学説の詳細な検討については, 高木・前掲注6)89頁以下参照。
 - 8) 昭和54年最判の判決文(【錯誤による手形行為に関する判例一覧】²⁶⁾の【判旨 参照])を素直に読めば, 適用排除説に立っていると理解できる。しかし, 昭和54年最判の事案は, 対第三者の事案であり, 従来の判例においても, 対第三者の事案における第三者との関係では, 実質的に民法の意思表示規定の適用が否定されてきていることからすると, 昭和54年最判は, 手形行為の当事者間においては, なお民法の適用を予定していると解する余地がないではなく, 従来の修正適用説的立場を基本的に維持していると考えべきではなからうか(福瀧博之「手形理論と手形意思表示論に関する覚書」関西大学法学論集43巻4号(1993年)27頁以下, 特に34頁参照)。そして, 強迫については, 昭和54年最判以降の下級審判決(【強迫による手形行為に関する判例一覧】^{19)~21), 23)}が, 適用排除説に

立った判断をしていないことから見て、裁判実務は、昭和54年最判＝適用排除説であると理解して、これを強迫に拡張して適用するものではないと考えられる。

- 9) 弥永真生「民法93～96条の手形行為への適用に関する一試論」筑波法政17号(1994年)147頁。
- 10) リスクとは、経済学的には、情報が偏在しているため、ある特定の個人から見た場合、将来、事実の発生が不確実である(複数の事象が起こる可能性がある)こと(市場的不確実性)、又は、社会全体から見て不確実であること(環境的不確実性)をいうが、本稿では、その不確実性ゆえに損失を被る可能性があること(ダウンサイドリスク)をいうものとする(本稿では、リスク、損失、コスト、責任を基本的に同じ意味で用いることがある。)。市場的不確実性の場合、リスク回避のため、情報開示の是非が問題となる。
- 11) 要件事実論とは、立証責任の所在を考慮に入れて、「裁判」における立証という観点から、実際の裁判実務に適用できるように実体法(主として民法)を解釈しようとする研究をいう。その詳細は、司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実第1巻』(法曹会、1986年)、同編『民事訴訟における要件事実第2巻』(法曹会、1992年)、同編『紛争類型別の要件事実 民事訴訟における攻撃防御の構造』(法曹会、1999年)を、また、約束手形金請求の要件事実論については、同編『9訂 民事判決起案の手引』(法曹会、2001年)(事実摘示記載例集)7～8頁、坂井芳雄『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証(三訂版)』(法曹会、1996年)、拙稿「約束手形金請求訴訟の要件事実と事実認定」判タ1134号(2004年)48頁以下を、それぞれ参照されたい。要件事実論特有の理論として、不可避的不利益陳述・せり上がりにつき、前掲要件事実第1巻62頁以下、予備的主張(請求原因)につき、前掲要件事実第2巻181頁以下、いわゆるa+(プラス)b(過剰主張)につき、前掲要件事実第1巻284頁以下、前掲要件事実第2巻181頁以下を、それぞれ参照されたい。
- 12) 太田勝造『裁判における証明論の基礎 事実認定と証明責任のベイズ論的再構成』(弘文堂、1982年)108頁以下参照。
- 13) 浅香紀久雄「東京地裁手形部の事件処理状況より(2・完)東京地裁手形部の最近の事件概況」銀行法務21第598号(2001年)16頁以下。なお、古い資料であるが、「研究会 手形訴訟の実務上の諸問題(第6回)」判タ140号(1963年)36～37頁、「シンポジウム・手形訴訟(上)」ジュリ402号(1968年)47頁以下の「手形訴訟参考統計表」(特に56頁の六表)も参照。
- 14) 四宮和夫＝能見善久『民法総則(第7版)』(弘文堂、2005年)182～186頁、209頁、212頁参照。被強迫者の帰責性がかなり小さいことに照らし、第三者は、善意・無過失でなければ保護されないと考える。なお、民法96条3項の類推適用論は、民法起草者意思(富井・前掲注3)385頁)に反し、実定法上の根拠を欠くものであるから(川井健『民法総則・第2版』(有斐閣、2000年)224～225頁参照)、賛成できない。
- 15) 浜田宏一『損害賠償の経済分析』(東京大学出版会、1977年)37～42頁、104～107頁、ガイド・カラブレージ(小林秀文訳)『事故の費用 法と経済学による分析』(信山社、1993年)32～33頁、古城誠『法の経済分析』の意義と限界(上)(中) 不法行為の経済分析モデル』法時56巻1号(1984年)54頁以下、56巻7号(1984年)59頁以下、平

瑕疵ある手形意思表示を規律する法的ルールに関する一考察（河村）

井直雄『法政策学（第2版） 法制度設計の理論と技法』（有斐閣，1995年）90頁。

- 16) ロナルド・H・コース（宮沢健一ほか訳）『企業・市場・法』（東洋経済新報社，1992年）111頁以下，179頁以下。
- 17) 取引費用とは，交渉相手を探すための費用（探索費用），交渉・契約締結のための費用（交渉費用），取引後，取引の履行を強制するための費用（強制費用）をいう（ロバート・D・クーター＝トーマス・S・ユーレン（太田勝造訳）『新版 法と経済学』（商事法務，1997年）134頁）。
- 18) カラブレイジ・前掲注15）158頁。
- 19) 久米良昭ほか編『競売の法と経済学』（信山社，2001年）118～119頁。
- 20) もっとも，表意者に，取消の意思表示後，強迫を受けたという情報（偶然得られた非生産的情報）の第三者に対する開示を義務付け，最安価費用回避者として，リスクを負担させるべきであるとする考え方は成り立つ。これは，民法94条2項類推適用論（前掲注14）参照）の問題である。
- 21) 稲田・前掲注6）106頁注（1）。
- 22) 関・前掲注1）374頁。
- 23) 本文の3，2），Aでは，Aの資力に問題がないと仮定したが，現実には，Aが無資力の場合もありうる。この場合，XがAの無資力（手形金回収不能）のリスクを負担する根拠は，損害負担コストの低減であろう。帰責性の小さい者同士のリスク配分として，原則として，金融機関にそのリスク負担を求める近時の立法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年8月10日法律第94号）3条，4条）も参照。
- 24) 関・前掲注1）248頁注（3），374頁注（3）参照。
- 25) 吉川・前掲注5）13頁参照。
- 26) 吉川義春「手形の無因性（二・完） 裁判実務からみた手形法の基礎理論」民商77巻6号（1978年）783頁参照。
- 27) 林鳩「手形金額に錯誤がある裏書」『手形小切手判例百選（第5版）』（有斐閣，1997年）17頁，大橋光雄『手形法（改訂初版）』（厳松堂書店，1942年）61～62頁。
- 28) 民法の解釈論としての，錯誤における「取引の安全」保護に関しては，強迫と同様，民法94条2項類推適用論（前掲注14）参照）も考えられる（幾代通『民法総則（第2版）』（青林書院，1984年）277頁の注（1）参照。なお，民法96条3項類推適用論には賛成できない。石田穰『民法総則』（悠々社，1992年）351頁参照）。この場合，重過失のない錯誤表意者であれば，その帰責性はそれほど大きくはないので，第三者は，善意でも重過失があれば保護されないと考える（高木・前掲注6）122頁参照。善意の第三者であることは，予備的請求原因，第三者の重過失は，これに対する抗弁となる。）ただし，本稿では，明文規定のある民法95条ただし書の解釈論について論ずる。
- 29) 富井・前掲注3）371～372頁，梅謙次郎『民法要義卷之一総則篇』（和仏法律学校・明法堂，1896年）190頁。
- 30) 富井・前掲注3）372頁，鳩山秀夫『注釈民法全書第2巻法律行為乃至時効（合本六版）』（厳松堂書店，1918年）155頁参照。重過失ある錯誤表意者の帰責性が小さくないことに照

らし、相手方や第三者は、悪意でなければ保護されると考える。

- 31) 共通錯誤につき、内田貴『民法 総則・物権総論(第2版補訂版)』(東京大学出版会、2000年)74~75頁、東京地判平14・3・8判時1800号64頁、相互錯誤につき、石田・前掲注28)356頁参照。
- 32) 石田・前掲注28)351頁、高田・前掲注6)358頁参照。
- 33) 表示機関による誤記・誤認を含む。この場合、表示機関に重過失があれば、本人にも重過失があるものと評価される(東京地判昭58・3・15ジュリ811号(判例カード 115)参照)。
- 34) 手形理論に関して、交付契約説に立つと、受取人・被裏書人について、意思表示の瑕疵が問題となりうるので、(電子手形の場合を含めて)手形行為自体について、双方錯誤が問題となりうる。
- 35) 事理解の人的抗弁(E2)は、錯誤無効の抗弁(E1)をすべて包含しており、いわゆるa+bの関係(前掲注11)参照)に立ち、要件事実論的には無意味ではないかといった問題もあるが、ここでは、立ち入らない。
- 36) 小橋一郎「手形金額に錯誤のある裏書と悪意の取得者に対する償還義務の範囲」民商82巻3号(1980年)388頁以下、大久保憲章「民事判例研究」法政研究47巻1号(1980年)197頁以下参照。
- 37) 錯誤法の問題は、経済学的には、このような取引情報に関する開示・秘匿の問題ないし情報収集コスト(投資)との関連で考察される必要がある(吉田邦彦『民法解釈と揺れ動く所有論』(有斐閣、2000年)467頁以下)。
- 38) 生産的な情報と非生産的な情報とに分けて、錯誤における情報開示義務を論ずるものに、A. T. クロンマンの所説がある(林田清明「錯誤の経済分析()」(・完) A. T. クロンマン所説とわが国錯誤法」大分大学経済論集35巻1号(1983年)90頁以下、同巻2号(1983年)123頁以下参照)。ただし、この議論の留意点につき、藤田友敬「『法と経済学』の観点から見た情報開示」判タ1178号(2005年)37頁以下参照。
- 39) 財団法人比較法研究センター『コンピュータ取引と法政策』(1986年)111~114頁参照。ドイツでは、電子的資金移動(Electronic Fund Transfers: EFT。なお、手形も資金移動の一種である。)における振込委託の意思表示の瑕疵に、民法の一般原則がそのまま適用されると解されているのも参考になろう(岩原紳作「資金移動取引の瑕疵と金融機関」国家学会編『国家学会百年記念・国家と市民第3巻』(有斐閣、1987年)211頁、238頁、同『電子決済と法』(有斐閣、2003年)228頁参照)。もっとも、電子システムの特異性(コンピュータによる自動処理の可能性)からすると、コンピュータによって自動化された電子的意思表示を伝統的な民法の一般原則によって規律できるか(人の行為としての意思表示と見ることができるか)という問題もあるが(孟觀變「自動化された電子取引の理論的検討(一)」名古屋大学法政論集209号(2005年)85頁以下)、自動化された意思表示も、システム利用者の包括的意思が具体化されたものと評価できるので、肯定的に解しておきたい(落合誠一「電子社会と商取引」中里実ほか編『電子社会と法システム』(新世社、2002年)145頁参照)。

【強迫による手形行為に関する判例一覧】

裁判年月日	出典	結論 (強迫ないし絶対的強迫の主張を肯定・否定・x)	事案の概要			
			当事者間・対第三者の別	手形の流通経路	強迫の対象	強迫の具体的態様
大判昭11・11・21	民集15巻2072頁	x(破棄・差戻。二段の故意のうち畏怖によって意思表示をさせようとする第2段目の故意を欠く)	当事者間 被上告人Y ₁ (為替手形引受人) 被上告人Y ₂ 上告人X	為替手形行為	Xの代理人(夫)は、Y ₁ ・Y ₂ の面前で、Pは実在しない土地を担保として借入れをしたから告訴すると迫ったところ、この借入れに関連していたY ₁ 及びPと共同事業を営んでいたY ₂ は、Pを告訴しない代償として、本件為替手形の作成を申し出た。	
大判昭12・12・21(の差戻審後の上告審判決)	判決全集5輯3号4頁	x(上告棄却, 上記と同旨の判断)	同上	同上	同上	
最判昭26・10・19	民集5巻11号612頁	x(強迫による取消の抗弁は、人的抗弁であり、善意の第三者に対抗不可)	対第三者 上告人Y A 被上告人X	手形行為	Yは、AらはYが某より買い受けていた発動機につき、「自分は発動機に8万円支出したのだから8万円を支払え。支払わなければ8万円相当の機械を壊してやる。」と脅かし、本件手形を振り出させたと主張した。	
大阪高判昭33・3・3	高民11巻3号175頁	(本件手形振出の原因関係である覚書に基づく合意がBの強迫によるものであるとしてその取消を認め、	控訴会社Y 被控訴会社X	原因関係	暴力団関係者であったBは、Y会社、X会社、M会社との紛争に介入し、Y会社の取締役A宅で罵詈雑言を吐いてその家族を畏怖させたり、Aに対し、暴力的制裁を暗示する脅迫状を送付したりした上、Y会社事務所において、短刀を机上に置いて、大声を出して威圧し、7、8時	

			原因関係を欠くと して、Xの請求棄 却)	対第三者	被告Y・B (共同振出) A 原告 X	手形行為	間にわたる押し問答をした末、Bの主導する軟 禁的な雰囲気の下に、また、X会社も、Bの常 軌を逸した交渉に便乗して、Y会社に不利益な 覚書の調印を強要し、同日、その支私のために 本件手形を振り出させた。
東京地判昭34・ 8・11	下民10巻8 号1664頁	x(平静な判断力 に欠けたことを推 察し得ることを全 く否定し得ないと はいえ、強迫によ るものとは一概に いい難い)		当事者間	被告会社Y 原告X	手形行為	Bは、Aから、いわゆる裏口入学の依頼を受 けた者であるが、私立学校の教員であったYに 対し、その動き掛けを依頼したところ、すべて 失敗に終わり、Aから運動資金の返還を強く迫 られた結果、Yに対し、その弱みに付け込み、 共同責任であるなどと述べて、その運動資金を 超える金額のA宛ての本件手形をBと共同で振 り出させた。 Xは、Y会社に出資金の返還を強く迫り、同 社の営業を妨害する行為をしていたところ、Y 会社の代表者に対し、非常に興奮して、「商売 の邪魔をしてやる。ただはおかない。商売を引 きついたら私から払ってもよいではないか。どうせ 死ぬのだから身体を張っているのだ。」等と口 走り、本件手形を振り出させた。 X会社は、Y1らに商品を卸していたところ、 売掛債務の支払が滞りがちになったので、X会 社の代表者は、同社の店員Aらに命じて、無断 でY1ら方から商品を持ち出させ、さらに、Aら が持ち去った商品だけでは不足額があるので、 残った商品で決済してもらいたいと迫ったが、
東京地判昭34・ 9・9	金法221号 7頁			当事者間	被告Y1・Y2 (共同振出) 原告会社 X	手形行為	
仙台地判昭36・ 2・21	判時259号 34頁	x(Y1らが幾分窮 境に陥った心情の 程は窺い知れるが、 意思決定の自由ま で妨げられたもの とは認め難い)					

大阪高判昭36・8・18	金法288号 4頁		当事者間	被控訴人Y 控訴人X	手形行為	Xは、Yが裏書していた別口の手形の裏書人としての責任を追及しようと考え、Yを大阪市内のビルの一室に呼び出し、Yに対し、そこに立ち会ったX及び2名の者が剣道、柔道の有段者であることをほめかし、手形の振出を拒絶すれば、XらがYの店舗で大きな声を出さなければならなくなる等と述べたところ、Yが、Xに対し、一両日の後に本件手形を振り出した。
東京地判昭36・11・27	判夕127号 62頁	(本件手形振出及び原因関係たる合意は、強迫によるものであるとして、その各取消を認めた)	当事者間	被告Y 原告X	原因関係 手形行為	X(女性)は、Y(Xの離婚財産分与について委任を受けた男性弁護士、74歳)に対し、夜間、二人の男性を同伴し、Y宅において、「悪徳弁護士」「警察に訴えてやる。裁判所にも知らせてやる。」などと大声でわめきちらし、委任手数料として支払った金銭の返還を約束させた上、その約10日後、上記二人の男性を同行して、喫茶店において、上記と同様の暴言を吐き、上記同額の本件手形を振り出させた。
最判昭40・1・26	集臣77号 145頁	(強迫による手形振出の取消を認め、た原審判断を維持)	当事者間	被告A 原告X	手形行為	Xは、Yに対し、旧手形(Yが理事長を務める農協振出の手形)の手形金の弁済を受けた後、旧手形はYが理事長の地位を悪用して振り出した不正手形であり、告発されれば刑事責任を免れないと告げて(Yは、当時、そのような不正行為の責任を問われていた。)、Aほか1名とと

							もに威圧的態度に出て、その金員の回収に要した費用名下にその支払を迫り、本件手形を振り出させた。
最判昭40・2・23	集民77号 557頁	(為替手形の引受が他人の暴行・強迫により意思決定の自由を奪われ、無効であるとして同旨の原審判断を維持)	第三者	被告Y (為替手形の引受人) A B ・・・ 上 告人X	為替手形行為		Bは、Yに対し、暴行強迫を加え、為替手形への引受を強要し、その意思決定の自由を奪った上で、本件為替手形への引受の署名押印をさせた。
大阪高判昭41・8・29	金法455号 10頁	x(強迫による取消の手形抗弁は、絶対的な強制による場合を除き、人的抗弁にすぎず、善意の第三者に対抗不可)	第三者	控訴会社Y ・・・ 被控訴人X	手形行為		本判決は、Y会社の代表者が「どうにもこうにも致し方がないので、私も前後不覚の状態になりまして約束手形3通を書いたわけです。」と供述していることを以て、絶対的強制による手形振出とはいえない、としているが、強迫行為自体が認められない事案ではないかと推測される。
大阪高判昭42・7・13	金法492号 33頁	x(Xの行為は、手段、目的を相関的に考慮し、行為全体を商業道德的価値基準に照らすと、いまだ違法であると、いはいえない)	当事者間	控訴人Y (為替手形の引受人) 被控訴人X	原因関係 為替手形行為		Xは、乙種海運貨物仲立業者であるが、Yから毛布の海外への輸出手続の依頼を受け、船荷証券を入手したところ、その引渡しを求めたYに対し、Sに対する商品の保管料債権の立替えを約束しなければ、これを引き渡さない」と述べ、その支払を約束させるとともに、本件為替手形の引受けをさせた。
新潟地判昭43・	判時561号		当事者間	被告Y 原	手形行為		X会社は、不渡りとなった、別口のA会社振

12・13	東京地判昭47・3・28	68頁	判時665号 88頁	当事者? (為替手形の引 受(実印の押捺) は、絶対的強迫に より当然無効)	被告Y(為 替手形の引 受人)-A (振出人) 原告X	為替手形 行為	出の融通手形の取立てを、関西出身の債権取立業者Cに依頼し、Cら4名をして、A会社の代表者の岳父で、実質的な営業担当者であるYに對し、A会社の事務所において、ほぼ2時間にわたり、1対4の多勢に無勢の状況下で、関西で怒声を発したり、机をたたいたりして、上記融通手形と同額の本件手形を振り出させた。 A(Yの妻の弟)夫婦は、夜間から朝方にかけて、Y宅において、Yが脱出不可能な状態の下、出刃包丁で、Yに對し、暴行・強迫を加え、実印等を奪取した上、その4日後夜、再び、被告宅において、就寝中の被告に對し、上記実印をあらかじめ引受欄に押捺した為替手形に署名するよう要求し、Yは、やむなく記名判の押捺を承諾して、Aらにおいて、記名判の押捺がされ、本件為替手形の引受がされた。
	東京高判昭51・9・8	526号 34頁		対第三者	控訴人Y B 被控訴 人X	手形行為	Bは、別の刑事事件で保釈中、自己の妻と、Yの兄Aとが肉體關係を結んだことを知り、Aから金銭を脅し取るうと企て、喫茶店において、Aを脅かして、手形振出の約束をさせ、その結果、Aは、実質上A振出の手形を決済してもらっていたYに命じて、本件手形を振り出させた(なお、直接強迫を受けたAとYとは別人であるが、本判決は、Yの畏怖を問題とすることなく、本件手形は、Bの強迫によって振り出されたものであると認定している。)

<p>東京高判昭52・5・10</p>	<p>判時865号 87頁</p>	<p>(本件各手形の振出及び裏書は、X₁らの強迫によるもので、意思の自由を全く喪失してなされたものであるから、不成立なしいし無効なものといわべきである)</p>	<p>当事者</p>	<p>被控訴人Y₁ 被控訴人Y₂ 控訴人X₁₋₃</p>	<p>手形行為</p>	<p>Y₁とY₂は、夫婦であるが、妻Y₁が、X₁らとの間で、無反論に加入していたところ、その掛金等の支払を滞納するようになったので、X₁らは、夜間、Y₁をバーに呼び出して、1000万円を超える金額につき手形を振り出すよう求め、翌午前零時を過ぎて、夫Y₂を呼び出してその債務の履行を求め、ついには、Y₁らをX₁の自宅に連れ込み、疲労困憊と畏怖の状態に置き、その日の夕刻、Y₁に本件手形を振り出させ、Y₂にその第1裏書をさせた。</p>
<p>神戸地判昭54・1・23</p>	<p>判タ383号 139頁</p>	<p>(Y₁の第1裏書及びY₂の第2裏書について強迫による取消を認めたと)</p>	<p>当事者間</p>	<p>D会社(代表者C) 被告Y₁ 被告Y₂ X</p>	<p>手形行為 (原因関係?)</p>	<p>X(金融業者)は、不渡りとなった別口のB協同組合名義の手形(同組合の役員C、Y₁の裏書あり)に係る貸金を回収するため、C(D会社の代表者)、Y₁・Y₂を呼び出し、約3時間、「若い衆を待機させてある」などと暴力団との関係を示唆するなどしてその貸金の返済を強く迫り、保証債務負担の約束をさせ、その後、2回にわたり、弁済を要求し、CにD会社の代表者として本件手形を振り出させ、Y₁・Y₂に裏書をさせた。</p>
<p>大阪高判昭55・8・28(の控訴審判決)</p>	<p>金商618号 41頁</p>	<p>(判断については、右「強迫の具體的態様」欄参照)</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上(なお、被控訴人(原審被告)Y₁の第1裏書が強迫によることを認定することなく、被控訴人(原審被告)Y₂の第2裏書のみについて強迫による取消を認め、他方、Y₁については、被控訴人X(原審原告)に対し、第2裏書の無効(無権利)の抗弁を対抗できるとした。)</p>

東京高判昭57・4・13	判時1046号 126頁	(強迫による取消の抗弁を人的抗弁としつつ、手形の裏書取得者がそのことに悪意であると推認して抗弁の対抗を認めた)	第三者 被控訴人Y M 控訴人X	手形行為	M(金融業者)は、Y名義の偽造裏書のある別口の手形を所持していたところ、これが渡りとなったため、Yから手形金の支払を受けよと企て、暴力団員風の屈強な男3名と伴に、Y方を訪れ、夕方ころから翌朝にかけて、「今夜中に200万円を支払わなければ家でも工場でも取り上げる」などと大声で脅かし、本件手形を振り出させ、これを受け取ったMは、10年来的同業者で、兄貴分であるXに裏書譲渡した。
横浜地判昭60・9・30	判時1181号 150頁	(小切手振出をさせた行為が社会通念上許容範囲を超えた違法な強迫行為であるとして小切手の振出の取消しを認めた)	当事者間 被告会社Y (小切手振出人) 原告会社X	小切手行為	X会社の代表者は、Y会社の従業員Aに対し、法律上支払義務のない別件の売買契約の解消に伴う違約金名下の金銭を要求し、もしX会社の上記要求に応じない場合に生ずるY会社の損害、ひいては、その折衝にあたってAのY会社における社内の責任の負担等の重大な事態に陥らざるを得ない旨畏怖させ、和解金として500万円を支払う旨の申込みをさせ、その支払のため、Aにおいて、署名代理の方法で、Y会社名義の本件小切手を振り出させた。
京都地判昭61・6・19	判タ625号 213頁	X(被告)が原告会社の代表者Bを強迫した事実は認められず、また、AらがBを強迫した事案につき、被告が悪意であった	当事者間 原告会社 (反訴被告) Y 被告 (反訴原告) X	手形行為	Aらは、Y会社の代表取締役であるBに対し、Bの経営する学習塾における差別事件をめぐり、「塾をつぶすのは簡単だ。」などと強迫的言動を繰り返して、無理難題の要求をし、Bが代表取締役を務める有限会社Eを振出人とするX宛ての旧手形を振出させ、その後、Y会社を振出人とするX宛ての本件手形を振り出させた(な

②

②

	大阪地判平4・4・28	判時1434号 130頁	とは認められない) ×(本件手形の裏書交付時点では、暴力団組員Hに対する畏怖が少しは続いていた面がなかったとはいえないものの、畏怖に基づいて裏書交付したとまではいえず、むしろ、Hに欺罔されて、本件手形の裏書交付をしたものと認めるべきであるとした上で、詐欺取消につき、Xの差意取得を肯定して原告の請求を棄却した)	対第三者	被 C会社 告Y M 原告X	手形行為	お、本件は、手形金債務の不存在確認請求訴訟及びその反訴である。) 暴力団組員Hらは、石油精製ブランド工事の請負代金支払債務を負っていたA会社の役員Yに対し、「お前がいつことを聞かないと、200人位の若い者が木刀を持って会社でも役所でも銀行でも乗り込むぞ。」などと脅かし、別口の手形を振り出させせざるなどし、それから約2か月後、Hは、C会社振出の本件手形につき、「俺が取り立ててやる。」などと述べ、これを信じたYは、本件手形に裏書した上、Hに交付した(その後、本件手形はMの裏書を経て、Xが取得している。))。
--	-------------	-----------------	--	------	-------------------------	------	---

㉓

【 錯誤による手形行為に関する判例一覽】

裁判年月日	出典	結論 (錯誤ないし手形行為不成立の主張を肯定・否定 - x)	事案の概要				
			当事者間・対第三者の別	手形の流通経路	錯誤の対象	錯誤の内容	錯誤の具体的態様
水戸地判大10・6・11	法律新聞107巻1901号21頁	x (手形振出の原因となった協定により第三者の詐欺により錯誤があることは、手形振出の動機(縁由)の錯誤にすぎない)	当事者	被控訴人Y 控訴人X	手形行為	動機の錯誤	XとYは、Aに騙されて、Aとの間で、国有林等の払い下げの運動費を負担する協定を結んだが、Yは、所持金がなかったため、Xから資金の提供を受け、その代償としてXに本件手形を振り出した。
大判大10・9・20	民録27輯1583頁	(要素の錯誤なしとした原判決を破棄し、原審に差し戻した)	当事者	上告人Y 被上告人X	手形行為	動機の錯誤?	米穀取引所の仲買人であるYは、その取引先であるXに対し、利益金返還債務があると信じて、本件手形を振り出したが、その取引の中には違法無効な取引が含まれており、実際にYがXに支払うべき原因債務はなかった。
東京控判大10・9・22	法律新聞107巻1924号20頁	x (手形裏書の原因となった債務が存在するものと誤信したとしても、それは、手形裏書	当事者	A 控訴人 Y 被控訴人 X	手形行為	動機の錯誤	Yは、Aと共同事業をしていた関係上、Aに対して債権を有するBに対しても、組合契約上債務を負担するものと誤信し、Bから、Aの振り出した本件手形に裏書す

									<p>るよう要求されたのに対して、上記のとおり誤信して、裏書したと主張した。</p>
東京控判大13・3・28	法律新聞 122巻2256号 21頁	x (割引目的で手形を振り出したの に、割引の目的外 で裏書譲渡された というのは、手形 の原因関係の錯誤 にすぎない)	対第三者	控訴人Y A 被控訴 人X B銀 行	手形行為	動機の錯誤 (原因関係 の錯誤)			<p>Yは、Aに割引目的で本件手形を振り出したのに、Aが、割引の目的外で被控訴人Xに裏書譲渡し、いまだ割引代金の支払を受けていないというのは、要素の錯誤に基づく手形振出であると主張した。</p>
大判昭3・4・14	民集7巻 269頁	x (原審が、XY間の裏書の前提事項の錯誤は裏書を無効としないとしたのに対して、手形授受当事者間では、その合意上の前提事項は、手形上の権利に影響を及ぼすとした)	当事者	A会社(為替手形の振出人・引受 人) B 上告人Y 被上告銀行 X	為替手形 行為	動機の錯誤 ?			<p>Yは、B及びXとの間で、3個の事項が実行されることを約して、Xに対して本件為替手形に裏書をしたと主張した(この判決は、当事者間での手形の無因性を否定している。吉川義春「手形の無因性(一)-裁判実務からみた手形法の基礎理論-」民商77巻5号(1978年)629頁、631頁参照)。</p>
大判昭7・6・22	民集11巻 1216頁	x (Xが、先代Wの家督相続人Yに遡求したのにつき先代Wの裏書に要素の錯誤ありとした原判決を破棄し	対第三者	A 被上告 人先代W (被上告人 Yは家督相続人) B C 上告	手形行為	動機の錯誤			<p>Yの先代Wは、A振出の甲銀行に宛てた旧手形に裏書していたところ、この手形の切り換えのためであると誤信して、A振出の本件手形に裏書をした。</p>

	大判昭13・6・10	判決全集5輯14号27頁	それは、単に動機(縁由)の錯誤にすぎないとした)	当事者	人X 被告会社Y(小切手振出人) - 原告銀行X(支払人) A	小切手振出後の事情	小切手振出後の事情に関する錯誤	Y会社は、Aに振り出した本件小切手につき、X銀行がした支払を無効であるとして、X銀行に対し、預金の返還を求めた。Y会社は、X銀行が上記小切手を決済した後、X銀行からの当座預金残高の照会に対し、これを承認する旨の回答をした。Y会社には、その承認に錯誤があるかどうか問題となった(本件は、直接的には、本件小切手振出が代表権濫用により無効となるか否かが争点とされた事案である。)
	東京地判昭14・3(日付不詳)	法律新報540号21頁	x(振出人から担保を差し入れる等の言を信じて裏書したとしても、裏書をしようとした動機(縁由)に錯誤があるにすぎない)	対第三者	A 原告 X B 被告 Y	手形行為	動機の錯誤	Xは、Aから、A振出の手形で他から融通を受け、その金銭で株式を受け、その株券を担保として預け入れるとの言を信じ、本件手形に裏書したと主張した(なお、Aは、本件手形に、X、Bの各裏書を得た上で、Yに割り引いてもいい、Yは、X及びBの間で、上記手形不渡りを条件とする準消費貸借契約を結び、公正証書を作成

大判昭16・9・29	判決全集9 輯1号3頁	x (動機 (縁由) の錯誤にすぎないとした原判決を維持)	第三者	A 上告人 Y B 被 上告人X	手形行為	動機の錯誤	した。本件は、上記公正証書上の債務の不存在確認請求訴訟である。) Yは、Bから、自動車を買ったので、その代金支払のため手形に裏書してほしいと欺罔されて、その旨誤信してA振出の本件手形に裏書した。 Y ₃ は、A会社に対し、同社の取締役であったY ₁ ・Y ₂ の手形保証を要求し、その保証が真実であると誤信して本件手形に裏書したと主張した。 Yは、Aに対し、ラッセル車の修理を期限内に完成させることを条件に、修理代金の前渡しとして、本件手形を振り出したが、実際には、Aは、約定の期間内に修理を完成できる状況にはなく、また、修理代金は約3分の1で済むものであったと主張した。
東京地判昭29・2・23	下民5巻2 号209頁	x (偽造の手形保証を真実であると誤信して裏書をしたも、動機 (縁由) の錯誤にすぎない)	当事者	A会社 (振 出人) 【手 形保証・被 告Y ₁ ・Y ₂ 】 被告会社 Y ₃ 原告X	手形行為	動機の錯誤	
最判昭29・3・9	判タ40号15 頁	x (民法95条が手形行為に適用ありとしても、錯誤による手形振出の無効は、善意の第三者に対抗不可)	第三者	上告人Y A 被上告 人X	手形行為	動機の錯誤 ?	
最判昭29・11・18	民集8巻11 号2052頁	x (手形の書替にあたり、旧手形が返還されるものと	第三者	上告人Y A 被上告 人X	手形行為	動機の錯誤	Yは、本件手形 (新し手形) を他に裏書譲渡せず、かつ、本件手形と引換に旧手形が返却されるもの

				誤信して新手形を振り出したとしても、振出行為の主要な内容に錯誤があるとはいえず、動機（縁由）に錯誤があるにすぎない）	対第三者	被告 Y A 原告 X B C * ただし、 Bは架空人	手形行為	動機の錯誤	と誤信して、Aに対し、本件手形を振り出したと主張した（なお、本判決は、振出行為の要素錯誤の意義につき、その主要な内容自体に錯誤の存する場合をいうとしている。）。
	長崎地判昭32・12・26	判時142号 31頁	x（売買代金債務がないのにあると誤信して手形を振り出ししても、振出行為に錯誤があったとはいえない）	不明	不明	不明	不明	動機の錯誤 ?	Yは、Aに対する売買代金債務があるものと誤信して、本件手形を振り出したと主張した。
	最判昭34・8・28	ジュリ191号（判例カード1154）	x（共同振出人が誰かであるかの点の錯誤は、要素の錯誤ではない）	不明	不明	手形行為	不明	動機の錯誤 ?	不明
	最判昭37・3・23	集民59号 603頁	x（手形振出の動機に重大な錯誤があり、それが一般には要素の錯誤とみられるとしても手形振出行為自体の効力を左右しない）	対第三者	上告人 Y A会社 ・ 被上 告人 X	手形行為	動機の錯誤	動機の錯誤	Yは、A会社との間で、種々の条件を合意した上で、その条件が虚偽ではないものと誤信して本件手形を振り出したと主張した。

東京地判昭37・3・28	判時299号35頁	x (Y会社の右55通の手形振出には表示機関による錯誤が認められるが善意の第三者に対抗不可)	対第三者	被告会社Y A ・原告X	手形行為	要素の錯誤(表示機関による表示錯誤)	Y会社の常務取締役らは、会計主任に対し、金額20万円の手形5通の振出を命じたのを、その会計主任が、上記の手形に加えて、金額10万円の手形55通も振り出すものと誤信して、Aを受取人として、これら合計60通の手形を振り出した。
最判昭37・7・13	集民61号575頁	x(上告人の錯誤は動機(縁田)の錯誤にすぎない)	当事者	上告人Y 被告X B会社	手形行為	動機の錯誤	Yは、Aに対し、砂利・砂の買入代金債務を負担していたので、Aを受取人として手形を振り出すつもりで、Xを受取人として本件手形を振り出してしまったと主張したが、Yは、本件手形をXを受取人として振り出す意思でX宛てに振り出したのであるから、その錯誤は動機(縁田)の錯誤にすぎないといわれた。
東京地判昭38・6・25	ジュリ283号(判例カード475)	x(Yには、手形振出に要素の錯誤があるが、重過失がある)	当事者?	被告Y 原告X?	手形行為	要素の錯誤(手形認識を欠く、表示錯誤)	Yは、外国人で、自己の署名したものが手形であることを知らず、銀行を支払場所として手形を振り出すことがどのような法律効果を発生するのかを知らなかった(この点の錯誤は要素の錯誤であるとされた)。しかし、その一方で、Yは、長年日本に居住し、料理店

	東京高判昭38・7・13	判タ151号 75頁	x (Y会社の裏書に錯誤があるとしても、善意の第三者に対抗不可)	対第三者	A 控訴会社Y B 被告 C 被控訴人X	手形行為	要素の錯誤 (表示機関による表示錯誤)	を經營しているのに、手形振出の際に通訳を立ち合わせたり、知人・弁護士等に相談したりしなかった(この点で、重過失があると考えた。)
	東京地判昭38・11・13	判タ157号 73頁	x (勤機ないし原因関係上の錯誤にすぎない)	対第三者	被告会社Y A 有限会社 原告X	手形行為	勤機の錯誤	Y会社は、同社の事務員が、他から預かり保管中の本件手形に、誤って第2裏書人としてY会社の裏書をし、その裏書の抹消を命じられていたにもかかわらず、これをしないうまま他に交付してしまつたと主張した。 Y会社は、A有限会社に仕事を請け負わせていたところ、同社とその下請業者から、仕事を進捗させるため、下請代金の支払保証の趣旨で手形を振り出して欲しいと懇請され、A有限会社宛てに本件手形を振り出したが、同社らは、当初から仕事を進捗させる意思を有していなかったと主張した。
	東京地判昭40・6・9	判時421号 40頁	x (Y会社には、本件小切手振出に要素の錯誤があるが、重過失がある)	当事者	被告会社Y (小切手振出人) 原告X	小切手行為	勤機の錯誤?	Y会社は、X、Aらとの間で、AからもとX所有土地を買い受ける旨等の調停を経ていたところ、Xから、区画整理事業の換地清算金の不足金を立て替えたのでこれ

②	東京地判昭43・5・10	判時533号 78頁	(YのXに対する手形振出の原因関係に要素の錯誤があるから、原因関係を欠き、手形の支払義務はない)	当事者	被告Y 原告X	原因関係	要素の錯誤	を支払って欲しいといわれ、その支払債務がないのにあるものと誤信して、Xに本件小切手を振り出した(ただし、Y会社は、適切な調査をしていなかった点に重過失があると考えた。) Yは、破産者であるXとの間で、破産管財人の関与なしには訴訟事件の解決をなし得ないのに、これをなすいうものと誤信し、訴訟の解決を前提とする無効な示談契約をし、本件手形をX宛てに振り出した。
②	金沢地判昭46・7・22	判時646号 85頁	x (Y会社の手形振出の交付行為に要素の錯誤があるが、善意の第三者に対抗不可)	対第三者	被告会社Y A 原告 X * 竹内昭夫「判批」 ジュリ608号(1976年) 121頁は、本件の手形の流れに異論を述べる。	手形行為	要素の錯誤 (表示機能による表示錯誤)	Y会社の代表者は、裏書禁止手形を作成し、これを受取人Aに渡すように、その妻Bに預けていたところ、妻Bが、誤って、裏書禁止文句のない本件手形をAに交付してしまった。
③	大阪高判昭53・2・24	判夕366号 203頁	(XのYに対する詐欺を認めると	当事者	B会社 A 会社 被控	手形行為	動機の錯誤	Yは、A会社の代表者であったが、もう一人の代表者Cを通じて、

⑭	大阪高判昭53・7・20	判タ374号 111頁	ともに、Yの動機の錯誤も表示されていたから、現実には交付を受けた割引代金600万円を、3通の手形に按分した200万円を超える部分を無効とした)	対第三者	A 被控訴人 Y B 控訴人X	手形行為	要素の錯誤(誤認による表示錯誤)	「Xは、『B会社振出、A会社及びY裏書の手形を交付すれば、1000万円の割引代金を支払う。』といっている。」といわれたので、その旨誤信し、裏書をした上、Cを通じて、本件手形3通をXに交付したが、Xからは、600万円しか交付されなかった(吉川義春「判批」判タ390号(1979年)225頁は、手形裏書は不可分な1個の行為であるから、その一部取消(無効)を認めるのは疑問であるとされる。)
⑮			(手形金額を誤信したYは、Yを害することを知りつつ、本件手形を取得したXに対し、裏書の要素の錯誤を対抗可)					Yは、Aから150万円の本件手形の振出交付を受けたが、150万円の表示とみられる記載(¥1,500,000)のある手形であったところ、それと気付かず、これを150万円の手形であると誤信し、同様の誤信をしているBに裏書譲渡し(ただし、Bは、Xに裏書譲渡する時には、上記誤信に気付いていた。)、Xは、Bから裏書譲渡を受けたが、Yの錯誤につき悪意であった。Xは、Aが支払を拒絶したため、Yに遡求義務の履

	最判昭54・9・6 (29)の上告審判決	民集33巻5号630頁	(ただし、Yが悪意の取得者に対する関係で錯誤を理由にして本件手形金の償還義務の履行を拒むことができるのは、本件手形金のうち150万円を超える部分についてだけであるとして、Xの請求中、150万円及びこれに対する付帯請求部分につき原判決破棄、差し戻し)	同上	同上	同上	行を求めて訴えを提起した。
				同上	同上	同上	原審(原々審)において、敗訴したXは、Yには、少なくとも150万円の手形金に誤りなく、裏書全部について錯誤を認めた原審は法律の適用を誤ったものであるとして上告した。
29				同上	同上	同上	
	<p>【判旨】 手形の手形は、裏書人が手形であることを認識してその裏書人欄に署名又は記名捺印した以上、裏書としては有効に成立するのであって、裏書人は、錯誤その他の事情によって手形債務負担の具体的な意思がなかった場合でも、手形の記載内容に応じた償還義務の負担を免れることはできないが、右手形債務負担の意思がないことを知って手形を取得した悪意の取得者に対する関係においては、裏書人は人的抗弁として償還義務の履行を拒むことができるものと解するものが相当である。 Yが金額1500万円の本案手形を金額150万円の手形と誤信して裏書したものであるとすれば、Yには、本件手形金のうち150万円を超える部分については手形債務負担の意思がなかったとしても、150万円以下の部分については必ずしも手形債務負担の意思がなかったとはいえず、しかも、本来金銭債務はその性質上可分なものであるから、少なくとも裏書に伴う債務負担に関する限り、本件手形の手形金についてはYの錯誤は、本件手形金のうち150万円を超える部分についてはのみ存し、その余の部分については錯誤はなかったものと解する余地が</p>						

<p>あり，そうとすれば，特段の事情のない限り，Yが悪意の取得者に対する関係で錯誤を理由にして本件手形金の償還義務の履行を拒むことができるのは，本件手形金のうち150万円を超える部分についてだけでなく，その全部についてもいえないものといわなければならない。</p>	<p>名古屋地判平9・7・25 判タ9560号 220頁</p>	<p>当事者 被告Y（為替手形の引受人）- A（振出人）原告会社X</p>	<p>（Yが，手形であることを認識せず，かつ，手形引受をすという認識が全くなき，為替手形の引受欄に署名，押印したときは，（錯誤の問題とする以前に）引受行為自体がなかつたものと評価するのが相当である）</p>	<p>⑲ 名古屋高判平9・10・31（㉔の控訴審判決）</p>	<p>（同上）</p>	<p>同上</p>	<p>* 錯誤の問題とすれば，要素の錯誤（手形認識を欠く表示錯誤）</p>	<p>Yは，Aから，土地の売買契約でないしその税金対策に必要な書類であるといわれ，これを信じて，その内容を十分確認することなく，本件手形に署名押印した（Yは，錯誤無効，詐欺取消等を主張していた。）。</p>	<p>同上</p>
--	--	---	---	-------------------------------------	-------------	-----------	---------------------------------------	---	-----------